

「違法行為への対応に関する指針」の改正について

2019年9月17日
日本公認会計士協会

新	旧
<p style="text-align: center;">違法行為への対応に関する指針</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 4 月 13 日 改正 2019 年 3 月 20 日 <u>最終改正 2019 年 9 月 17 日</u> 日本公認会計士協会</p> <p style="text-align: center;">(省 略) 定義</p> <p>会員 会則第 5 条第 1 項に定める会員及び同条第 2 項に定める準会員 (省 略)</p> <p><u>附 則 (2019 年 9 月 17 日改正)</u> <u>本改正は、2019 年の定期総会における会則変更の施行の日 (2019 年 10 月 1 日) から適用する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">違法行為への対応に関する指針</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 4 月 13 日 改正 2019 年 3 月 20 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会</p> <p style="text-align: center;">(省 略) 定義</p> <p>会員 会則第 4 条第 2 項に定める会員及び同条第 3 項に定める準会員 (省 略) (新 設) (新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上